



保健医療機関における掲示 患者さまへのご案内



保健医療機関における書面掲示(施設基準等)

当院では、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に基づき、施設基準で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上の掲載を行っております。

▼一般名処方加算

- ・当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。
 - ・当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
 - ・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- (なお、令和 6 年 10 月からは、薬局において先発医薬品を希望された場合、一部負担金が上る場合がありますので、詳細は薬局にてご相談ください。)

▼電子的診療情報連携体制整備加算

- ・当院ではオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報(薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報)を取得・活用して診療を行っております。
- ・当院では、医療DX(デジタルトランスフォーメーション)推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。
- ・オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行っております。

▼夜間早朝等加算 (50 点)

厚生労働省の規定により、平日 18 時以降、土曜日 12 時以降、日祝日終日は「夜間早朝等加算」50 点が適用されます。

▼コンタクトレンズ検査料 3 (56 点)

・当院は「コンタクトレンズ検査料 3」の施設基準に適合している旨、届出を行っております。
コンタクトレンズ装用を目的とする受診をされる方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291 点	コンタクトレンズ検査料 3 56 点
再診料	76 点	

※コンタクトレンズ装用のための受診の方であっても、診療内容により異なった診療費用を算定する場合がございます。

診療医師名 : 芝山 明子(眼科診療経験 44 年)
(令和 8 年 4 月現在)

他、ご不明点やお気づきの点がございましたらお気軽にお問合せください。

医療法人 芝山眼科

